

交通まちづくり政策課

●鉄道ネットワークの整備



1 駅のバリアフリー化や鉄道の施設整備の促進

ユニバーサルデザインの理念に基づき、誰もが安心して安全に移動できる交通環境づくりを進めるため、駅のバリアフリー化に向けた取組を推進しています。また、近江鉄道や信楽高原鐵道の施設整備等への支援をしています。



エレベーター・バリアフリートイレの整備(石部駅)



自由通路の整備(石部駅)

2 鉄道の利用促進

地域を支える鉄道の利便性向上を図るため、関係市町等と連携して、地元住民の鉄道利用促進や観光誘客等の取組を進めています。



沿線住民への利用促進



県内鉄道沿線への観光誘客

3 近江鉄道線の活性化再生の取組

令和6年4月から近江鉄道線は、運行を近江鉄道株式会社、鉄道施設の保有・管理は県と沿線5市5町で設立した一般社団法人近江鉄道線管理機構とする「公有民営方式」で運営しています。

近江鉄道線を将来にわたり持続可能な交通軸として維持・活性化するため、県、沿線自治体、鉄道事業者が地域の皆さんとともに連携協働しながら、安全、快適で、皆様に愛される鉄道を目指し取り組んでいきます。



●バスなど二次交通の充実

4 地方バス路線、デマンドタクシー等の運行支援や、自動運転バス実装に向けた取組

地域住民に最も身近な移動手段である地方バス路線をはじめ、コミュニティバスやデマンドタクシーの維持に向けた支援、自動運転バスの実証運行等を行っています。



路線バス



デマンド交通（チョイソコリゅうおう）



世界遺産登録を目指す「彦根城」周辺ルートで、自動運転バスの実証運行

●地域交通の維持・活性化

5 滋賀地域交通計画の策定

令和8年3月に、県民、交通事業者、市町と丁寧な議論を重ねながら、「移動手段の充実による『より良い暮らし』の実現」を目指す「滋賀地域交通計画」を策定しました。

令和8年度からは、本計画に基づき地域交通の維持・充実に向けて取り組んでいきます。

【施策の根底にある理念】

移動手段の充実による 『より良い暮らし』の実現

人が行き交い、経済が賑わう、安全で楽しいまちづくり！



通学が便利になり、より充実した学生生活に！



年をとっても、いきいきと暮らせる！



6 交通環境学習の推進

小学生を対象に、バスの実車等を用いた出前講座を実施しています。子どもたちが公共交通の大切さやバスの乗り方などについて学び、慣れ親しみ、公共交通の役割を理解することにより、将来にわたって公共交通を利用するきっかけをつくることで、将来の地域公共交通の維持・確保につなげます。（令和7年度：17市町69校で実施）

また、今後は対象を中学生に拡大していくことを検討しています。

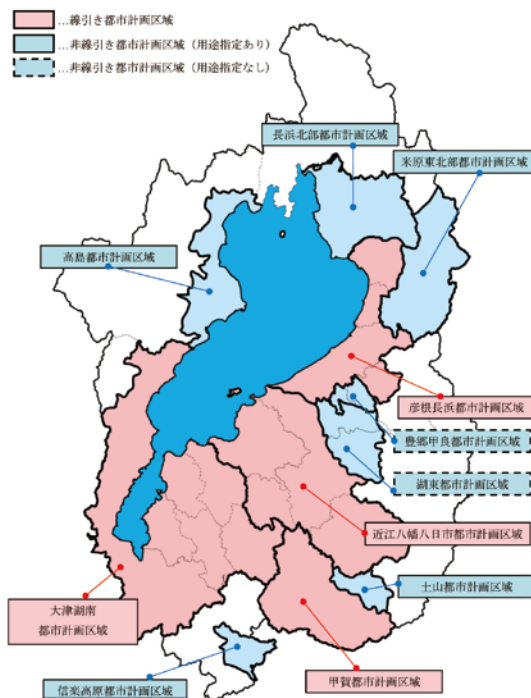


7 都市計画・都市計画区域

都市計画区域は「一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域」と規定されており、市町の区域にとられず実際の市街地の広がりや住民の生活圏、人口、土地利用などを考慮して指定することとされています。

滋賀県では、県内全19市町において、11の都市計画区域を指定しています。

都市計画区域の面積は、約197,275haで、琵琶湖を除く県土の約59%を占めます。また、都市計画区域内人口は約138万人で、県全体の約99%を占めています。（令和7年3月31日現在）



8 土地利用に関する計画

無秩序な市街化を防止し、秩序あるまちづくりを進めるため、県においては、11の都市計画区域の内、4つの都市計画区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分し、市町においては、用途地域などの地域地区の指定により、土地利用規制を行っています。

また、現在県内13市町において、居住機能や都市機能の誘導・集約を目的とした立地適正化計画の策定に取り組んでいます。

（令和7年3月31日現在）

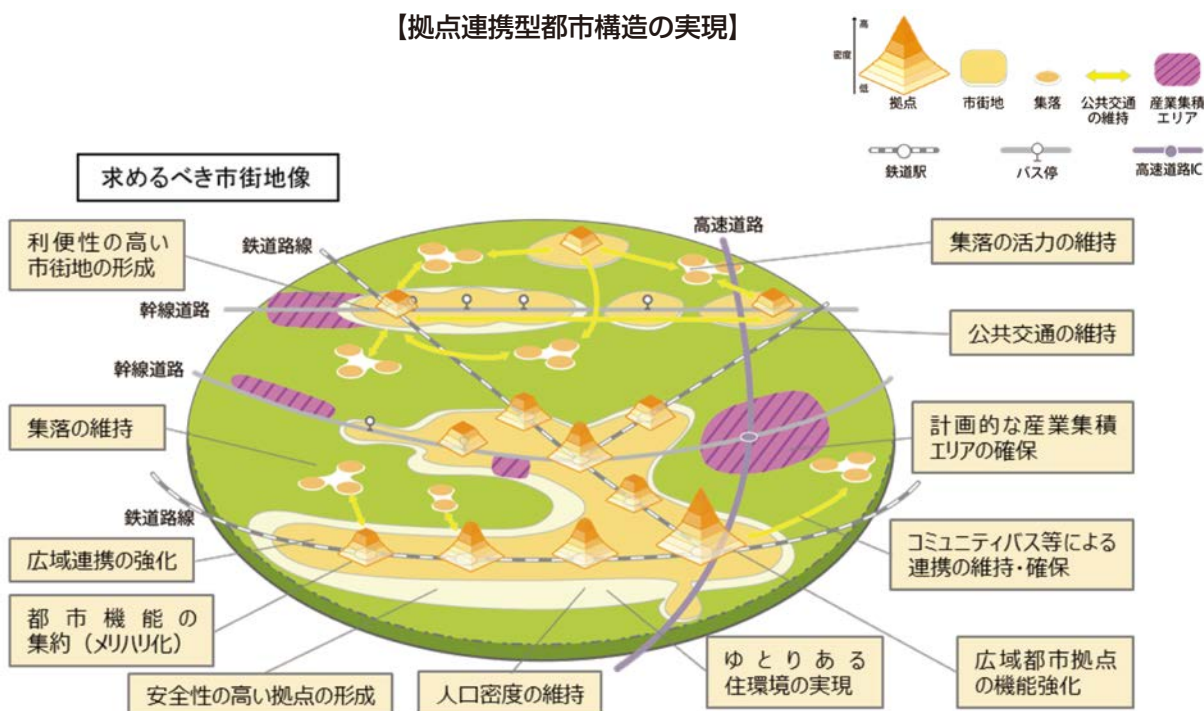
■滋賀県都市計画基本方針（令和4年3月策定）

本県の都市計画の基本的な方針や広域的な方向性を示した「滋賀県都市計画基本方針」を新たに策定しました。この方針は、県の「区域マスタープラン」および各市町の「都市計画マスタープラン」の上位方針です。

本方針において、低密度な拡散型の都市構造から、既存ストックを活かす視点を重視し、自然を活かしながら、住み、働き、憩うために必要となる様々なサービス機能が集積した多様な拠点を形成し、それらを公共交通サービスで結ぶ「拠点連携型都市構造」の実現を目指しています。

「拠点連携型都市構造」を目指すことにより、規模の異なる多様な拠点間を公共交通ネットワークで結ぶことで、医療・福祉、教育、商業、防災等の都市機能を補完しあうことが可能となります。また、拠点に都市機能や居住を誘導し、人口集積が高まることで、公共交通の利用者が増加し、公共交通の利用促進・利便性の向上が可能となります。これら都市計画と公共交通の連携した取組により好循環が生み出され、持続可能で質の高い都市構造が形成されます。

【拠点連携型都市構造の実現】



■みどりとみずべの将来ビジョン（令和2年3月策定）

本ビジョンでは、各自治体が有している各種計画と整合した、概ね20年後の湖辺域における保全・利用・活用の目指すべき将来像を定め、各自治体と方向性を共有します。

湖辺域では、保全を前提とした上で、湖辺域の魅力ある資源を損ねることなく、資源を活かしたイベントの実施、オープンカフェの設置をはじめとした賑わい創出といった利用・活用を促進し、SDGsの達成に向けて、国民的資産である琵琶湖から享受する恵みを活用した持続可能な地域振興・観光振興に繋げることを目指します。



9 市街地開発事業に関する計画

市街地開発事業とは、計画的な市街地形成を図るため、道路、公園、下水道等の公共施設の整備と合わせて宅地の利用増進、建築物の整備を一体的かつ総合的に進める事業で、土地区画整理事業や市街地再開発事業などがあります。

(1) 土地区画整理事業

土地区画整理事業は、良好な市街地の形成を図るため、土地の利用の増進および都市施設の整備を総合的に進める事業です。

■土地区画整理事業の施行状況

(令和7年3月31日現在)

	県		市 町		組合・その他		合 計		
	完 成	施行中	完 成	施行中	完 成	施行中	完 成	施行中	計
地区数	1地区	0地区	36地区	0地区	109地区	2地区	146地区	2地区	148地区
面 積	291.3ha	0.0ha	940.6ha	0.0ha	1,732.8ha	8.7ha	2,964.7ha	8.7ha	2,973.4ha

注) 完成は換地処分済の地区とする。(ただし、組合施行の完成は、組合解散認可済、個人施行の完成は、終了認可済の地区とする。)

(2) 市街地再開発事業

市街地再開発事業は、低層の木造建築物が密集するなど、高度利用が図られていない市街地において、共同建築物の建築および都市計画道路（街路）・公園・緑地等の公共施設の整備を行い、安全で快適な都市環境を創造するものです。

10 湖国の風景づくり

本県では、昭和59年に「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例（風景条例）」を制定し、湖国の風景づくりに取り組んできました。平成16年に「景観法」が制定されたことを受け、守り育ててゆくべき県の景観の特性と、県、市町、県民や事業者の役割を示した「湖国風景づくり宣言」を策定し、市町の主体的な地域景観の形成を前提とした連携の取組を進めています。

特に、琵琶湖や歴史的街道など広域に渡る景観の保全・形成については、県と市で構成する「滋賀県景観行政団体協議会」で連携を進め、琵琶湖の対岸景観を調整する体制の整備や歴史的な街道でつながるまちの魅力的な地域づくりの推進に取り組んでいます。

また、景観に大きな影響を及ぼす屋外広告物のあり方について連絡調整を行うため、県と全市町が参加する「滋賀県屋外広告物連絡会議」を設置し、屋外広告物の安全性の向上等適正化に向けた取組を進めています。



守り育てたい“ひろがり”と“つながり”の風景